

西日本委員会運営内規

(総則)

1. 本委員会は西日本委員会と称する。
2. 本委員会の運営に関しては、以下の各項によるほか、「委員会の設置および委員の委嘱等に関する内規」による。

(目的と機能)

3. 本委員会は西日本地区における情報科学技術協会の活動を企画・実施することを通じて、情報科学技術の普及を目的として以下のことを行う。
 - 1) 講習会，セミナー，見学会，交流会等の企画，およびそれに係わる講師・座長・会場の選定・交渉を行う。
 - 2) その他必要に応じて前項に係わる司会・座長等を担当し，および会員に対する参加・勧誘等について協力する。

(委員会の構成)

4. 本委員会は、西日本地区の理事・諮問委員及び本委員会で承認された者をもって構成する。
5. 本委員会は原則として委員長1名，副委員長2名をおく。
6. 本委員会は会計担当1名をおく。会計担当と委員長の併任は行わない。

(委員の委嘱および任期)

7. 委員の委嘱および任期は第2項による。
8. 委員長・副委員長は委員の互選により選出する。
9. 委員長・副委員長の任期は2年とする。ただし重任は原則として1回とする。
10. 会計担当は委員の互選により選出する。
11. 会計担当の任期は2年とする。ただし，重任は妨げないものとする。

(委員の職務)

12. 委員長，副委員長の職務は第2項による。
13. 会計担当は，本委員会の同意で作成した予算を執行・管理し，その結果を委員会および本部に報告する。
14. 理事・諮問委員の区別なく，西日本委員会主催の行事の発案・企画だけでなく，実施・運用全般を担当する。

(会議)

15. 委員会は少なくとも年6回開催する。

(その他)

16. 本部主催の認定試験，シンポジウム等の行事に対し，必要に応じて支援・推進のための実行委員会を編成することができる。
17. 本委員会は別途細則を定めることができる。

(附則)

1. 本内規は平成 11 年 2 月 26 日の西日本委員会において確認されたものである。
2. 本内規は、情報科学技術協会の定款改定に伴い、平成 11 年 10 月 28 日の西日本委員会において確認されたものである。
3. 細則 1 として、セミナー費算出基準を定め、平成 12 年 2 月 21 日の西日本委員会において確認した。
4. 本内規第 5 項の副委員長の人数を改定。平成 19 年 6 月 22 日の西日本委員会において確認した。
5. 情報科学技術協会の定款改定に伴い、本内規第 4 項及び第 14 項の「評議員」を「諮問委員」に改定。平成 24 年 6 月 4 日の西日本委員会において確認した。
6. 本内規第 4 項において委員会の構成員として「本委員会で承認された者」を追加。平成 24 年 6 月 4 日の西日本委員会において確認した。
7. 細則 1(セミナー費算出基準)を削除。平成 24 年 6 月 4 日の西日本委員会において確認した。
8. 2007 年 6 月 22 日改定 5 項副委員長を 2 名とした。